

仕 様 書	仕様書番号	7
	作成年月日	令和6年3月12日
	作成部隊等名	第12旅団司令部第4部建設班

1 件 名
マカダムローラ借り上げ

2 適用範囲
本仕様書は、関山演習場定期整備で使用するマカダムローラの借り上げについて適用する。

3 借り上げ品目
マカダムローラ 1台の8日間借り上げ

4 借り上げ期間
令和6年5月10日（金）から同年5月17日（金）までの間
（搬入：令和6年5月10日（金）1200まで）
（搬出：令和6年5月17日（金）時間等については細部調整）

5 借り上げ場所
陸上自衛隊関山演習場（新潟県妙高市大字関山字武蔵野6751番地）
細部は、担当係官との調整による。

6 特記事項

- (1) マカダムローラの必要諸元等については、以下のとおりとする。
マカダムローラ（10t）または同等品以上
- (2) 請負者による当該機械の搬入及び搬出元は、陸上自衛隊関山演習場とすることとし、搬入及び搬出作業に当たっては、担当係官と調整の上、実施すること。
- (3) 請負者は、搬入及び搬出前に当該機械の全般的な点検（燃料給油量含む）を実施の上、異常の有無を確認するとともに、搬出後の異常については、請負者側で処置すること。
- (4) 搬入の位置等は、官側と調整の上、その指示に従い実施すること。
- (5) 官側が示す日時に、当該機械の操作方法及び注意事項等の説明を行うこと。
- (6) 当該機械の燃料給油は、搬入時は請負者、搬出時は官側にてそれぞれ満タンにすること。
- (7) 請負者は、当該機械が故障等した場合、休日を問わず速やかに補修または代替機を用意する等の処置を実施すること。また、費用は、官側の不適正な取り扱いによる故障以外は、適正な使用を行っていた上での機械の故障等の場合も含め請負者が負担すること。
- (8) 本契約の履行中にかかる請負者の事故等については、請負者の責任とする。
- (9) 本契約の履行中に知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- (10) 本契約は、当該機械の搬入（運送・取扱・注意事項説明等）使用（消耗品・基本管理・補償等）及び搬出（運送・整備等）に伴う必要経費（燃料は除く）を全て含むものとする。

7 調整先

第12旅団司令部第4部建設班 1等陸曹 新木 充
TEL0279-54-2011（内線2299）

仕 様 書	仕様書番号	8
	作成年月日	令和6年3月12日
	作成部隊等名	第12旅団司令部第4部建設班

1 件 名

スキッドステアローダー（マルチャー付）借り上げ

2 適用範囲

本仕様書は、関山演習場定期整備で使用するスキッドステアローダー（マルチャー付）の借り上げについて適用する。

3 借り上げ品目

スキッドステアローダー（マルチャー付）1台の8日間の借り上げ

4 借り上げ期間

令和6年5月10日（金）から同年5月17日（金）までの間
（搬入：令和6年5月10日（金）1200まで）
（搬出：令和6年5月17日（金）時間等細部調整）

5 借り上げ場所

陸上自衛隊関山演習場（新潟県妙高市大字関山字武蔵野6751番地）
細部は、担当係官との調整による。

6 特記事項

- (1) スキッドステアローダー（マルチャー付）の必要諸元等については、以下のとおりとする。
 - ア スキッドステアローダー（クローラ式）タイプに限る。
 - イ 先端アタッチメントはマルチャーに限る。
 - ウ 最大直径20cmまでの木が粉碎可能または同等以上。
 - エ 馬力75～120HPクラスまたは同等以上。
- (2) 請負者による当該機械の搬入及び搬出元は、陸上自衛隊関山演習場とすることとし、搬入及び搬出作業に当たっては、官側と調整の上、実施すること。
- (3) 請負者は、搬入及び搬出前に当該機械の全般的な点検（燃料給油量含む）を実施の上、異常の有無を確認するとともに、搬出後の異常については、請負者側で処置すること。
- (4) 搬入の位置等は、官側と調整の上、その指示に従い実施すること。
- (5) 官側が示す日時に、当該機械の操作方法及び注意事項等の説明を行うこと。
- (6) 当該機械の燃料給油は、搬入時は請負者、搬出時は官側にてそれぞれ満タンにすること。
- (7) 請負者は、当該機械が故障等した場合、土日祝日を問わず速やかに補修または代替機を用意する等の処置を実施すること。また、費用は、官側の不適正な取り扱いによる故障以外は、適正な使用を行っていた上での機械の故障等の場合も含め請負者が負担すること。
- (8) 本役務の履行中にかかる請負者の事故等については、請負者の責任とする。
- (9) 本役務の履行中に知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- (10) 本契約は、当該機械の搬入（運送・取扱・注意事項説明等）、使用（消耗品・基本管理・補償等）及び搬出（運送・整備等）に伴う必要経費（燃料は除く）を全て含むものとする

7 連絡先

第12旅団司令部第4部建設班 1等陸曹 新木 充
TEL0279-54-2011（内線2299）

仕 様 書	仕様書番号	1 0
	作成年月日	令和6年3月18日
	作成部隊等名	第12旅団司令部第4部建設班

- 1 件 名
マカダムローラ借り上げ
- 2 適用範囲
本仕様書は、相馬原演習場定期整備で使用するマカダムローラの借り上げについて適用する。
- 3 借り上げ品目
マカダムローラ 1台の8日間借り上げ
- 4 借り上げ期間
令和6年5月10日（金）から同年5月17日（金）までの間
（搬入：令和6年5月10日（金）1200まで）
（搬出：令和6年5月17日（金）時間については細部調整）
- 5 借り上げ場所
陸上自衛隊相馬原演習場
細部は、担当係官との調整による。
- 6 特記事項
 - (1) マカダムローラの必要諸元等については、以下のとおりとする。
マカダムローラ（10t）または同等品以上
 - (2) 請負者による当該機械の搬入及び搬出元は、陸上自衛隊関山演習場とすることとし、搬入及び搬出作業に当たっては、担当係官と調整の上、実施すること。
 - (3) 請負者は、搬入及び搬出前に当該機械の全般的な点検（燃料給油量含む）を実施の上、異常の有無を確認するとともに、搬出後の異常については、請負者側で処置すること。
 - (4) 搬入の位置等は、官側と調整の上、その指示に従い実施すること。
 - (5) 官側が示す日時に、当該機械の操作方法及び注意事項等の説明を行うこと。
 - (6) 当該機械の燃料給油は、搬入時は請負者、搬出時は官側にてそれぞれ満タンにすること。
 - (7) 請負者は、当該機械が故障等した場合、休日を問わず速やかに補修または代替機を用意する等の処置を実施すること。また、費用は、官側の不適正な取り扱いによる故障以外は、適正な使用を行っていた上での機械の故障等の場合も含め請負者が負担すること。
 - (8) 本契約の履行中にかかる請負者の事故等については、請負者の責任とする。
 - (9) 本契約の履行中に知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
 - (10) 本契約は、当該機械の搬入（運送・取扱・注意事項説明等）使用（消耗品・基本管理・補償等）及び搬出（運送・整備等）に伴う必要経費（燃料は除く）を全て含むものとする。
- 7 調整先
第12旅団司令部第4部建設班 1等陸曹 新木 充
TEL0279-54-2011（内線2299）